

初診時選定療養費の 改定について

紹介状をお持ちでない初診患者さんの
※初診時選定療養費について、
平成29年10月1日より5,400円(税込)
に料金改定させていただきます。

※初診時選定療養費

病院と診療所・クリニックの機能分担と連携促進のために国が定めた制度で、**紹介状無しに病床数200床以上の病院(当院が該当)を受診**すると初診料の他にかかる費用です。高度な専門医療を担当し、地域医療の中核を担う病院は、初診時選定療養費を5,000円(税込5,400円)以上徴収することが義務化されております。

《初診とは》

- ◆当院を初めて受診される方
- ◆以前に当院を受診され、病気が治癒もしくは治療が終了(中断)し、その後受診された方

初診時選定療養費を徴収しない方

- ◆**紹介状を持参された方**
 - ◆救急車等で来院して緊急な診療を必要とされた方
 - ◆生活保護法の医療扶助を受けている方
 - ◆障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療、難病法医療費助成制度の受給者の方
- ※ 但し、子ども医療費、母子医療費助成制度受給者の方は徴収対象となります。